

# 追加募集 平成27年度 住宅リフォーム 事業者資金補助事業

平成27年度の茨城町住宅リフォーム事業者資金補助事業におきまして、補助申請の取り下げが1件ございましたので、追加募集を実施いたします。

◆茨城町内の、**現に居住している自己用住宅**の機能向上のためのリフォーム工事を行う事業者（町内に住所を有する個人事業者もしくは町内に本店を有する法人）が、住宅所有者に対して**請負金額から補助金相当額を割引し、その割引額を事業者に補助する**事業です。

住宅所有者が、直接補助金の交付を受けるこれまでの住宅リフォーム資金助成制度とは異なり、リフォーム工事を請け負った事業者が補助金の交付を受けるため、**住宅所有者は間接的に補助金のメリットを受けることとなります。**

◆追加募集期間 平成27年12月14日(月)～平成27年12月21日(月)

◆追加募集件数 1件（募集件数を越えた場合は抽選により決定）

◆補助条件

- ①補助事業認定後に着工し、平成28年2月末日までに工事が完了すること
- ②事業者及び住宅所有者に町税等の滞納がないこと

◆事業者補助額 補助金額は、次の2種類です。

- ①請負金額50万円以上のリフォーム工事を請負った事業者が、住宅所有者に対して、請負金額から20万円を割引した場合、事業者へ20万円を補助します。
- ②請負金額100万円以上のリフォーム工事を請負った事業者が、住宅所有者に対して、請負金額から30万円を割引した場合、事業者へ30万円を補助します。

◆補助の対象にならない工事例は次のとおりです。他の工事についても補助の対象とならない場合がありますので、事前に確認願います。  
なお、既にこれまでの茨城町住宅リフォーム資金助成制度の対象となった住宅については補助の対象になりません。

- ・シロアリ駆除等防虫工事
- ・物置、車庫等の新築及び修繕工事
- ・門扉、塀等の外構工事
- ・家電製品、家具の購入および取り付け
- ・下水道、農業集落排水接続のための屋外配管工事 など

◆申請書 町都市建設課ホームページ及び窓口にて配布しておりますので、ご利用ください。



【申込み・問合せ先】都市建設課 都市計画グループ ☎ 029-240-7115

## マイナンバー制度

### こんな場面で本人確認書類の提示が必要になります！

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続において、マイナンバーの利用が始まります。町民の皆さまにおかれましては、該当する行政手続の際に、本人確認書類の提示が必要になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《本人確認では以下の2点を確認します！》

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| ①番号確認 | 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など       |
| ②身元確認 | 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など |



※ 代理人申請の場合は、上記①に加え、代理人の身元確認と代理権（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）の確認を行います。

《行政手続の例》

#### 主婦・保護者

- ・児童手当の申請時に
- ・出産育児一時金や育休の申請時に
- ・パート・アルバイトの勤務先に



#### 高齢者・障害者など

- ・年金給付の手続きに
- ・福祉や介護の手続きに
- ・税金の減免手続きに



#### 従業員

- ・扶養控除等(異動)申告書など
- ・会社に提出する税務関係書類に
- ・健康保険や雇用保険、年金の手続きに



#### 学生

- ・奨学金の申請に
- ・アルバイトの勤務先に
- ・勤労学生の控除手続きに



※ 今まで本人確認が不要だった申請においても、平成28年1月からは、マイナンバーと身元確認書類の提示が必要になります。事前に役場や勤務先などへ確認するようにしましょう。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続以外に利用できません。マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

マイナンバー制度や通知カード・個人番号カードに関するフリーダイヤル

# 0120-95-0178

(平日 9:30~22:00 / 土日・祝 9:30~17:30)

【問合せ先】新政策審議室 ☎ 029-215-8003